

建設工事・業務委託・物品購入における 社会貢献活動等認証事業者への加点及び優先調達について

浜松市では、契約の公平性、適正な履行の確保等に配慮しつつ、社会貢献活動等の取組みに積極的な認証事業者等を応援するため、受注機会を拡大する優遇措置を以下のとおり実施しています。

1. 建設工事

総合評価落札方式（特別簡易Ⅰ・Ⅱ型）における「企業の信頼性・社会性」の評価項目において、次のとおり加点します。

評価項目		評価基準・加点	
企業の 信頼性 社会性	障害者雇用の状況	法定雇用率以上	左記、評価項目に該当する数により以下の加点とし、 <u>0.9点を最大加点とする。</u> 1項目該当…0.3点 2～3項目該当…0.6点 4項目以上該当…0.9点
	浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定	認定されている事業所	
	浜松市消防団協力事業所の認定	表示証を交付されている事業所	
	浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証	認証されている事業所	
	健康経営優良法人の認定	認定されている事業所	
	浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定	認定されている事業所	
	浜松市CSR活動表彰	過去2年度中にStarPrize制度によるマイスター事業者 ¹ に認定された事業者又は優秀賞、特別賞、市民協働奨励賞を受賞した事業者	

2. 物品購入、業務委託

◎優先調達の対象とする認証等

この優先調達の対象は、浜松市の入札参加資格登録 ※注 1 において、物品購入又は業務委託・賃貸借の資格を有する者で、次の (1) ～ (6) のいずれかの認証等を受けているものであること。

- (1) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定
- (2) 浜松市消防団協力事業所表示制度による協力事業所の認定
- (3) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証
- (4) 健康経営優良法人の認定
- (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定
- (6) 浜松市 CSR 活動表彰の受賞 ※注 2

※注 1 業務委託の公募型プロポーザル方式では、契約内容により入札参加資格登録がない者も参加できることがあります。

※注 2 優先調達の対象となる CSR 活動表彰の受賞事業者は、「1. 建設工事」の表のとおりです。

◎優先調達の実施内容

登録区分	対象とする契約方法	選定方法等
物品購入	予定価格 30 万円以下の発注案件の一部を対象とし、契約担当課が業者選定するものに限る。	認証事業者が登録している業種の中で、発注件数が多い業種を対象に優先的に選定
業務委託 (建設工事関連業務委託を除く)	公募型プロポーザル方式により発注する案件	公募型プロポーザル方式による発注の際、認証事業者に加点する評価項目を設定

※契約内容や登録業種により、優先調達として発注できる案件がない場合がありますのであらかじめご了承ください。

3 各認証事業の制度に関すること及び申請等に関すること

優先調達の対象の (1) ～ (6) の各認証事業の制度及び申請等に関する詳細は、以下のリンクから確認することができます。

- (1) [浜松市高齢者活躍宣言事業所認定制度](#)
- (2) [浜松市消防団協力事業所表示制度](#)
- (3) [浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証制度](#)
- (4) [健康経営優良法人認定制度](#)
- (5) [浜松市外国人材活躍宣言事業所認定制度](#)
- (6) [浜松市 CSR 活動表彰制度](#)

4 各認証制度所管課等のお問い合わせ先

- (1) 浜松市高齢者活躍宣言事業所認定制度
浜松市 産業部 労働政策課
電話 053-457-2115
 - (2) 浜松市消防団協力事業所表示制度
浜松市 消防局 消防総務課
電話 053-475-7523
 - (3) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証制度
浜松市 産業部 労働政策課
電話 053-457-2115
 - (4) 健康経営優良法人認定制度
浜松市 ウェルネス推進事業本部
電話 053-457-2129
 - (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所認定制度
浜松市 企画調整部 国際課
電話 053-457-2359
 - (6) 浜松市 CSR 活動表彰制度
浜松市 市民部 市民協働・地域政策課
電話 053-457-2094
- ※ 建設工事の発注、総合評価落札方式について
浜松市 財務部 調達課
工事契約グループ 電話 053-457-2176
- ※ 物品等優先調達の実施方法等について
浜松市 財務部 調達課
物品購入グループ 電話 053-457-2171
契約制度グループ 電話 053-457-2173